

# 芸 術

## 1 科目編成

改 訂 (標準単位数)					現 行 (標準単位数)
芸 術	音楽Ⅰ (2)	美術Ⅰ (2)	工芸Ⅰ (2)	書道Ⅰ (2)	左 に 同 じ
	音楽Ⅱ (2)	美術Ⅱ (2)	工芸Ⅱ (2)	書道Ⅱ (2)	
	音楽Ⅲ (2)	美術Ⅲ (2)	工芸Ⅲ (2)	書道Ⅲ (2)	

必履修科目は「Ⅰ」の付された四つの科目（いずれも2単位）から1科目。

## 2 改訂の基本方針

- (1) 豊かな人間性を育成する観点から、芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養うことを一層重視した。
- (2) ゆとりを持って個性豊かな芸術の能力を育てるため、学習段階が進むにしたがって選択幅を拡大した。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てる観点から、鑑賞を重視するとともに、我が国やアジアを始めとする諸外国の芸術の取扱いを重視した。

## 3 改訂の内容

### (1) 目 標

芸術科の目標は、次のとおり示されている。

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う。

芸術科においては、ゆとりを持って個性豊かな芸術の能力を育てるため、学習段階が進むにしたがって選択幅を拡大したり、国際化が進展する社会に生きる日本人として世界の中で信頼される存在となるため、これまで以上に我が国の文化や伝統に理解と愛情を持つとともに、アジアを始めとした諸外国の芸術の取扱いを重視することとしている。

「心情」、「感性」、「能力」、「情操」の基本的語句は変わらないが、生徒一人一人が芸術と楽しくかかわることを通して、生涯にわたり生活に喜びと潤いをもたらすための基盤を育てる観点から、「芸術を愛好する心情」を重視し、「芸術の幅広い活動を通して」という学習内容の具体的在り方が示された。

## (2) 各科目

### 〈音楽〉

#### ア 目標

今回の改訂では、生徒一人一人が音楽と楽しくかかわることを通して、生涯にわたり生活に喜びと潤いをもたらすための基盤を育てる観点を特に重視している。また、これまでに音楽学習の画一的傾向が指摘されていることから、中学校及び高等学校においては生徒の発達段階を考慮し、音楽のよさや美しさの感じ方は個別的であるということに基本的な視点を置いている。そのため、個々の生徒が中学校の学習体験を基盤として一層個性を伸ばす観点から、教師個人の好みや一般的に述べられてきている音楽的価値をそのまま押しつつけたり、知識理解や技術の習得にのみ偏った学習にならないよう、個性に応じた音楽活動の充実を図る必要がある。さらに、国際化が進展する社会に生きる日本人として世界の中で信頼される存在になるため、我が国の伝統的な音楽文化に理解と愛情をもち、それらを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の音楽文化のよさも感受できる複眼的な能力を育てていくことを求めている。

#### イ 内容の構成と取扱い

- (ア) 「音楽Ⅰ」については、全体的に学習内容を扱うこととし、表現領域において、個性に応じ歌唱や器楽の表現方法や表現形態（歌唱及び器楽の種類などや重唱、合唱、重奏による編成など）を選択して学習できるようにした。
- (イ) 「音楽Ⅱ」については、表現領域において鑑賞とかかわらせ、「歌唱」、「器楽」「創作」のいずれか一つ以上を選択して学習できるようにし、「音楽Ⅲ」では、「歌唱」、「器楽」、「創作」、「鑑賞」の中から生徒が個性に応じ学習内容を選択して深めていくことを目指している。
- (ウ) 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」を通じて、表現領域において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器、郷土の伝統音楽を含めて扱うようにするとともに、鑑賞領域において、現行同様、箏曲、三味線音楽、尺八音楽、能楽、琵琶やアジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにする。
- (エ) 「A表現」の内容
  - a 「歌唱」では、現行の「発声の基本」を「曲種に応じた発声の工夫」とし、特定の発声のみにとらわれない幅広い視点から歌唱の学習ができるようにしている。
  - b 「器楽」では、伝統音楽の取扱いについての明確化を図り、現行の「奏法の工夫」から「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」とし、西洋音楽の他に、和楽器なども含めた奏法の工夫を求めている。
  - c 「創作」では、音楽を構成する様々な要素について学習させたり、創作した作品を自ら演奏させたりして、音の仕組みについての理解を深めることをねらいとしている。
- (オ) 「B鑑賞」の内容
  - a 「音楽Ⅰ」では、音楽を構成する様々な要素を知覚し、音楽の美しさを感じ取ることができる能力を育て、歴史的背景を理解するとともに、様々な音楽を受容しようとする態度を養うことをねらいとしている。また、現行の「声や楽器の特性と表現上の

効果」、「音楽の歴史の流れ」は主として西洋音楽を対象としていたが、今回は我が国や世界の諸民族の音楽を含めた広い視野から学習できるようにした。

b 「音楽Ⅱ」では、音楽を形づくる構造を知覚するとともに、音楽の美的な価値を洞察できる能力を育て、歴史的・文化的背景の理解とともに、様々な音楽の創造過程を共有できる能力を養うことをねらいとしている。

c 「音楽Ⅲ」では、社会や文化における音楽の役割を理解させ、音楽のもつ意味や価値を判断できる能力を養うなど、音楽を総合的に理解する能力を高め、生涯を通して音楽を享受しようとする態度を身に付けさせることをねらいとしている。

## 〈美術〉

### ア 目標

「美術Ⅰ」の目標は、「美術の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす。」と改訂され、「美術Ⅱ」、「美術Ⅲ」の目標は、「美術Ⅰ」の目標をさらに主体的、個性的なものへと高めていき、生涯にわたり美術を愛好していく実践的な態度を高める階層的な目標とし、美術文化の理解や尊重についても深めるように改訂された。

(ア) 「幅広い活動を通して、美的体験を豊かにし美術を愛好する心情を育てる」とは、生涯学習をふまえ、生徒が楽しく幅広い表現・鑑賞の活動に親しむとともに、その学習を通して美的体験を豊かにし美術を愛好し心豊かな生活を創造していこうとする心情を育てることを重視している。

(イ) 「感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす」とは、楽しく主体的に美術の学習に取り組む過程において、自然や美術作品などのよさや美しさ、人の心情などを鋭敏に感じ取れる感性を豊かにし、そこから主題を生成し表現・創造していく芸術としての創造的な表現・鑑賞能力を伸ばしていくことを重視している。ここで言う感性とは、よさや美しさなどの価値、他者の心情などを感じ取る力を指している。

(ウ) 芸術科の目標における「豊かな情操を養う」情操とは、美しいものやよりよい価値などに憧れ求め続ける豊かな心の働きを言う。豊かな情操を養うことは心の教育においても極めて重要な要素であることから、今後は美術の学習全体を通して、個性を生かしたり感性を培ったり豊かな表現を目指させたりしながら、豊かな情操の涵養について、これまで以上に十分配慮した指導を確実に展開していくことが望まれる。

### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 「美術Ⅰ」については、現行の表現領域の「絵画」、「彫刻」、「デザイン」の三分野の構成を「絵画」と「彫刻」をまとめて示し、そのいずれかを選択して学習できるようにするとともに、「デザイン」と新設した「映像メディア表現」のいずれかを選択して学習できるようにしている。

(イ) 「絵画・彫刻」については、相互に関連する題材や一体的に扱う題材を設定するなど柔軟に扱うことができ、年間に扱う題材数を減じ、生徒が一つの題材にじっくりと時間をかけて取り組み、個性を生かして創意工夫しながら創造的な能力を高め、自己実現の喜びを味わえるようにすることをねらいとしている。

- (ウ) 「デザイン」については、平面、立体の両面から多様なデザインの学習ができ、「絵画・彫刻」との関連を図った表現や一体的な表現などもできるようにしている。
- (エ) 「映像メディア表現」は情報化社会に対応し、表現領域の中に写真、ビデオ、コンピュータ等、映像メディアによって表現する新たな分野として設けられた。
- (オ) 「鑑賞」の能力を育てる指導を重視し、我が国及び諸外国の美術文化についての関心や理解を一層深められるよう、日本の美術やアジア地域の文化遺産なども扱うよう示している。また、指導に当たっては、作品について互いに批評し合う学習を取り入れることにも配慮するものとしている。
- (カ) 「美術Ⅱ」及び「美術Ⅲ」においては、美的体験を一層豊かにして美意識を高めるとともに、美術について理解を深め、個性を生かした創造的な美術の活動ができるようにするため、表現の各分野と鑑賞のうち一つ以上を選択して学習できるようにしている。

## 〈工 芸〉

### ア 目 標

「工芸Ⅰ」の目標は「工芸の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす。」とし、「工芸Ⅱ」、「工芸Ⅲ」は、その目標をさらに発展させている。

- (ア) 「幅広い活動を通して、美的体験を豊かにし工芸を愛好する心情を育てる」とは、生涯学習をふまえ、生徒が楽しく幅広い工芸の表現・鑑賞の活動に親しむとともに、その学習を通して美的体験を豊かにし工芸を愛好し心豊かな生活を創造していこうとする心情や態度を育てることを重視している。
- (イ) 「感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす」とは、楽しく主体的に工芸の学習に取り組む過程において、自然や工芸作品などのよさや美しさ、人の心情などを鋭敏に感じ取れる感性を豊かにし、つくるものの機能を考え主題を生成し表現・創造していく創造的な表現・鑑賞能力を伸ばしていくことを重視している。ここで言う感性とは、よさや美しさなどの価値、他者の心情などを感じ取る力を指している。
- (ウ) 芸術科の目標における「豊かな情操を養う」情操とは、美しいものやよりよい価値などに憧れ求め続ける豊かな心の働きを言う。豊かな情操を養うことは心の教育においても極めて重要な要素であることから、今後は工芸の学習全体を通して、個性を生かしたり感性を培ったり豊かな表現を目指させたりしながら、豊かな情操の涵養について、これまで以上に十分配慮した指導を確実に展開していくことが望まれる。

### イ 内容の構成と取扱い

- (ア) 「工芸Ⅰ」の表現領域においては、現行では「工芸」として一つの分野しかなく、その内容である「工芸のデザイン」と「工芸の制作」のいずれも学習することとなっているものを、新たに「工芸制作」と「プロダクト制作」の二分野の構成に改め、そのいずれかを選択して学習できるようにしている。

- (イ) 「工芸制作」と「プロダクト制作」の二分野の構成に改めたことにより、生徒が個性を生かした幅広い学習を追求できるようにするとともに、創意工夫しながら創造的な能力を高め、自己実現の喜びを味わえるようにすることをねらいとしている。
- (ウ) 「工芸制作」とは、これまで行われてきたいわゆる一品物の芸術としての工芸の制作である。自然や身近な生活などをよく観察し、使う者の心情や夢などを基に、心豊かな主題を自ら生成し、その表現にふさわしい表現形式を選択して表現していくことを重視している。
- (エ) 「プロダクト制作」とは、芸術的な一品物の制作ではなく、機械生産としての大量生産品を目指した制作であり、主としてレンダリングによる表現となる。
- (オ) 「鑑賞」においては、我が国及び諸外国の美術文化や表現の特質などについての理解や作品の見方を深める鑑賞の指導が一層深められるようにする。その際、日本の工芸やアジア地域の文化遺産なども扱うよう示している。
- (カ) 「工芸Ⅱ」及び「工芸Ⅲ」においては、個性を生かした学習が一層できるよう、表現領域の「工芸制作」と「プロダクト制作」及び「鑑賞」の中から、いずれか一つ以上を選択して学習できるようにした。

## 〈書道〉

### ア 目標

- (ア) 書道の各科目に「書を愛好する心情を育てる」ことを目標の最初に示し、科目の特性にかかわる「感性」、「能力」の順にそれぞれ示した。これは、「心情」が生徒の主体的な学習を促す前提であることを明確にし、生徒が楽しく書にかかわり、主体的に自己実現を果たしていこうとする学習を一層重視することを示しており、技能優先のものから見方から、体験を通じた「心情」、「感性」の育成という視点が一層求められている。
- (イ) 「書道Ⅰ」の「幅広い活動を通して」とは、表現及び鑑賞の学習活動を通して教室の中だけの活動に限らず、実生活との関連を図った体験的な学習、情報機器や美術館等を活用した学習など、多様な学習活動をも可能とすることを目指している。
- (ウ) 「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」においては「創造的な諸活動」という文言が加えられた。これは「書道Ⅰ」の学習の上に立ち、個に応じたもの、発展的なものという意味を包括して示したものであり、表現と鑑賞の有機的な学習活動を通して、創造性の基礎を培うことが一層重視されている。

### イ 内容の構成と取扱い

- (ア) 「A表現」の三分野については、中学国語科書写からの系統性をふまえ、書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的分野である「(1) 漢字仮名交じりの書」を第一に重視し、最初に位置付けた。それぞれの分野の指導に当たっては、「漢字仮名交じりの書」を先習させるか、あるいは「漢字の書」、「仮名の書」の学習の後に位置付けるかは、指導者の一層の工夫が求められるところである。
- (イ) 用具・用材に関する事項は、現行ではすべての分野での指導事項であったが、指導内容の重点化を図る観点から、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」の「漢字仮名交じりの書」でのみ一括して示されている。

- (ウ) 「書道Ⅰ」については、表現領域において、「漢字仮名交じりの書」を必ず扱い、「漢字の書」と「仮名の書」はいずれかを選択して学習できるようにした。「漢字仮名交じり書」が必修と位置付けられたことの意味やその重みをよく理解する必要がある。
- (エ) 「書道Ⅱ」については、表現領域において、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」のいずれか一つ以上を選択して学習できるようにし、「書道Ⅲ」においては、表現の各分野と鑑賞のうち一つ以上を選択して学習できるようにしている。
- (オ) 鑑賞領域において、現行では「書と文化とのかかわり」を「書道Ⅲ」の指導事項としていたが、日本及び中国等を中心とする漢字文化圏の理解や、それを取り巻く生活と書の関連に関心を深めさせることにより、国際理解を図るとともに、文化の一つとして書を尊重し芸術を愛好していく態度の形成をねらいとして「書道Ⅰ」から「日本及び中国等の書の文化」として扱うよう改善を図った。
- (カ) 隷書や篆刻の取扱いについては現行と変わらないが、「篆刻等」とし、陶芸や染色等の工芸的要素を含む作品の制作ができるようにしている。
- (キ) 硬筆の取扱いについて、現行では、「漢字仮名交じりの書」に限定されていたが、表現全体で取り上げることとし、その幅が広げられた。
- (ク) 主体的学習態度を育てるための、自己評価、書道ノート等を活用した課題解決型の学習形態が一層求められている。

#### 4 質疑応答

問1 各学校において履修する芸術科目の構成はどのようなものになるのか。

第3款の1の(2)には、「生徒が興味・関心等に応じ、選択履修や発展的な学習をすることができるよう留意すること。」と新たに示されている。このことは、生徒の興味・関心等に応じ、「Ⅰ」を付した各科目を必修として学習した後、さらにその科目の発展として「Ⅱ」、「Ⅲ」の科目も選択して学習を深めることができるようにすることを示唆しているものである。さらに、「Ⅱ」、「Ⅲ」の科目を積み上げて学習するだけでなく、芸術の中の他の科目も並行履修することや、次の学年で積み上げではない異なる科目を選択して学習することができるようにするものであり、各学校においては、教育課程の編成に当たり、生徒が個性や興味・関心に応じて科目を選択して学習できるよう、多様な科目の開設に配慮することが求められている。

問2 各科目の内容の取扱いについて、どのような点を配慮すべきか。

- (1) 今回の改訂では鑑賞の重視が強調されていることから、各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすことが求められている。
- (2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、地域の文化財、文化施設、社会教育施設等の活用や、地域の人材の協力を求めたりすることが望まれる。